

議案第 103 号

伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 9 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(管理)

第 4 条 センターの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定したもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

第 5 条第 1 項中「(以下「使用者」という。)」を削り、「市長の許可を受けなければならない」を「あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする」に改め、同条第 2 項中「市長」を「指定管理者」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 指定管理者は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げる暴力団その他の集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれが

ある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

第6条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(利用料金)」を付し、同条第1項中「使用者」を「使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第6条第2項及び第3項を次のように改める。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。

第7条を次のように改める。

(使用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 使用者が、許可を受けた使用の目的に違反したとき。

(2) 使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 使用者が、許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。

(4) 天変地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。

(5) 公益上必要があると認められるとき。

(6) センターを使用する権利を他人に譲渡し、若しくは貸したとき。

(7) その他センターの管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

第8条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「認めたときは」の次に「、あらかじめ市長の承認を得て」を加える。

第9条ただし書中「市長」を「指定管理者」に、「この規定にかかわらず使用することができる」を「あらかじめ市長の承認を得て、変更することができる」に改める。

第10条中「第2項」を「第3項」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、特に必要があると認められるときは、あらかじめ市長の定める基準により利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他不可抗力によって使用することができなくなったとき。
- (2) 使用を開始しようとする日から起算して7日前までにセンターの使用の取消し又は変更を申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。

第14条を第17条とし、第13条を第14条とし、同条の次に次の2条を加える。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの使用許可に関する業務
- (2) センターの利用料金の徴収に関する業務
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) その他センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認めた業務

(指定管理者の指定の期間)

第16条 指定管理者がセンターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日）から起算して3年間とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(原状回復義務)

第13条 使用者は、その使用が終わったとき又は第7条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

ゆめぼりすセンターの利用料金及び使用時間

区分		午前	午後	夜間	全日	冷暖房
		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	1時間当た り
室名		円	円	円	円	円
1階	会議室（1）	1,500	2,000	2,000	5,000	300
	会議室（2）	1,500	2,000	2,000	5,000	300
	西会議室（1）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	西会議室（2）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	西会議室（3）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	憩の部屋（右）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	憩の部屋（中）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	憩の部屋（左）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
2階	東会議室（1）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	東会議室（2）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	東会議室（3）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	西会議室（1）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	西会議室（2）	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	和室	1,200	1,600	1,600	4,000	200
	大会議室	2,000	3,000	3,000	7,300	600

備考

- 1 超過使用は、施設の使用に関し支障がない限り1時間以内とし、超過利用料金は、その直前時間帯の利用料金の100分の30とする。
- 2 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 3 冷暖房利用料金は、1時間に満たない利用であっても1時間当たりの利用料金とする。
- 4 超過利用料金及び冷暖房利用料金は、使用后、直ちに納付するものとする。

5 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合は、利用料金に100分の200を乗じて得た額を加算する。

6 営利とは、営利を目的とした業として行う活動をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた許可、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。